

第1編 総説

第1章	研究開発の経緯	総	-	1
1	平成元年版高等学校学習指導要領の下における評価	総	-	1
2	これからの評価の基本的な考え方	総	-	1
3	新学習指導要領の下での指導要録における観点別学習状況，評定の記録	総	-	3
4	評価規準，評価方法等の研究開発	総	-	5
5	研究開発に当たって留意した点	総	-	7
第2章	本資料の構成等	総	-	8
1	本資料の構成	総	-	8
2	第2編の構成	総	-	8
3	「内容のまとめりごとの評価規準及びその具体例」の作成	総	-	10
4	単元(題材)の評価に関する事例の提示	総	-	13
5	観点別学習状況の評価の観点ごとの総括	総	-	14
6	観点別学習状況の評価の評定への総括	総	-	16
第3章	各学校における評価の工夫改善等	総	-	17
1	各学校における評価規準の設定，評価方法の工夫改善	総	-	17
2	評価の工夫改善に当たっての留意事項	総	-	19

第1編 総説

第1章 研究開発の経緯

1 平成元年版高等学校学習指導要領の下における評価

従来から、文部科学省（文部省）においては、学習指導要領に基づいて実施される教育の成果を適切に評価する必要があることから、学習指導要領を改訂した際には指導要録の参考案を示すなど評価に関する基本的な枠組みを示してきた。

平成元年に告示された高等学校の学習指導要領（以下「平成元年版高等学校学習指導要領」という。）の下での指導要録については、次の基本方針の下、平成5年に改訂が行われた。

- (1) 学習指導要領が目指す学力観に立った教育の実践に役立つようにすること。
- (2) 生徒一人一人の特性を多面的・総合的に評価し、個性の伸長に役立つようにすること。
- (3) 高等学校の個性化・多様化に対応すること。

なお、「各教科・科目の評定については、従来どおり5段階で表示することとするが、各教科の評価の観点については、学習指導要領が目指す学力観に即し改善したので、この観点を踏まえながら、それぞれの科目のねらいや特性を勘案して評価の在り方を工夫し、評価結果を学習指導に生かすことが肝要であること」が示されている。

平成元年版高等学校学習指導要領の下においては、上記のような考え方に基づいた評価が行われてきたところである。

2 これからの評価の基本的な考え方

平成10年に告示された新しい小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領並びに平成11年に告示された新しい高等学校学習指導要領（以下合わせて、「新学習指導要領」と総称する。）は、完全学校週5日制の下、学習指導要領に示す基礎的・基本的な内容の確実な習得を図り、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を育成することを基本的なねらいとしている。このようなねらいを実現するための児童生徒の学習の評価の在り方について、平成12年12月に、教育課程審議会から答申（「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」（以下「答申」という。））が出された。

答申においては、小学校及び中学校において取り組んできた、観点別学習状況の評価を基本とする現行の評価方法を発展させ、目標に準拠した評価を一層重視するとともに、基本的な考え方に立ち、指導要録における各教科の学習の記録の取扱いについて、観点別学習状況の評価を基本とすることを維持するとともに、小学校及び中学校においても評定を目標に準拠した評価に改めることとされている。また、児童生徒一人一人のよさや可

能性，進歩の状況などを積極的に評価していく観点から，新設される「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄において，個人内評価を一層充実していくこととされている。

以下，答申の提言内容について，ここで整理しておく。

(1) これからの評価の基本的な考え方

答申においては，これからの評価の基本的な考え方が次のように示された。

新学習指導要領においては，自ら学び自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむことを目指し，学習指導要領に示された基礎的・基本的な内容の確実な習得を図ることを重視していることから，学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況を見る評価（いわゆる絶対評価）を一層重視し，観点別学習状況の評価を基本として，児童生徒の学習の到達度を適切に評価していくことが重要となる。

自ら学ぶ意欲や問題解決の能力，個性の伸長などに資するよう，個人内評価（児童生徒ごとのよい点や可能性，進歩の状況などの評価）を工夫することも大切である。

これからは，目標に準拠した評価及び個人内評価が柱となる中で，集団に準拠した評価については，児童生徒の発達段階などに配慮した上で，目的に応じて指導に生かすことが必要である。

(2) 指導要録の取扱い

答申においては，高等学校の指導要録の取扱いが次のように示された。

高等学校の指導要録については，各学校において生徒の能力・適性，興味・関心等に応じて多様な教育課程が編成されていることから，現在，国の示す参考様式としてはできる限り大枠の形のみが示されているところであり，基本的にはこのような考え方を維持することが適当である。

高等学校の各教科・科目の評定については，従来から，目標に準拠した5段階評価とされており，現行の評価方法を維持することとする。この場合，ペーパーテスト等による知識や技能のみの評価など一部の観点に偏した評定が行われることのないように，「関心・意欲・態度」，「思考・判断」，「技能・表現」，「知識・理解」の四つの観点による評価を十分踏まえながら評定を行っていく必要がある。

また，各学校における評定が客観的で信頼できるものであることが重要であり，小中学校と同様，生徒の学習の状況を客観的に評価するための評価規準の研究開発などの取組を進める必要がある。

高等学校においては，各教科の学習の記録について，観点別学習状況の欄は設けず，各教科の観点を踏まえた評価をすることから，「総合的な学習の時間」についても，欄としては「学習活動」と「評価」から構成し，評価に当たっては，各学校において指導の目標や内容に基づいて定められた観点を踏まえて行うこととするのが適当である。

学校設定教科に関する科目は，教科・科目として評定及び修得単位数を記載するが，当該教科・科目の目標や内容等から数値的な評価になじまない科目については，

評定は行わず，学習の状況や成果などを踏まえて，「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に所見等を記述するなど，各学校で評価の在り方等について工夫することが適当である。

3 新学習指導要領の下での指導要録における観点別学習状況，評定の記録

文部科学省においては，答申の提言内容を受け，新学習指導要領の下での指導要録の作成の参考となるよう，平成13年4月27日付けで初等中等教育局長から「小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録，高等学校生徒指導要録，中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録，中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について（通知）」（以下「指導要録の改善通知」という。）を発出した。

指導要録の改善通知においては，新学習指導要領の下での指導要録に記載する事項等として，高等学校の各教科・科目等の学習の記録など各欄の記入方法等が示されている。

(1) 評定の記入方法

指導要録の改善通知に示された高等学校生徒指導要録における評定の記入方法についての記述は，次のとおりである（「新」が，平成11年に告示された新しい高等学校学習指導要領（以下「平成11年版高等学校学習指導要領」という。）の下における指導要録の改善通知，「旧」が，平成元年版高等学校学習指導要領の下における指導要録の改訂通知の該当部分の記述を示す。表中の記述については，読みやすいように改行等を施してある。）。

新	旧
<p>各教科・科目の評定は，各教科・科目の学習についてそれぞれ5段階で表し，5段階の表示は，5，4，3，2，1とする。</p> <p>その表示は，高等学校学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき，学校が地域や生徒の実態に即して設定した当該教科・科目の目標や内容に照らし，その実現状況を総括的に評価して，</p> <p>「十分満足できると判断されるもののうち，特に高い程度のもの」：5</p> <p>「十分満足できると判断されるもの」：4</p> <p>「おおむね満足できると判断されるもの」：3</p>	<p>各教科・科目の評定は，各教科・科目の学習についてそれぞれ5段階で表し，5段階の表示は，5，4，3，2，1とすること。</p> <p>高等学校学習指導要領に定める各教科・科目の目標に基づき，学校が地域や生徒の実態に即して設定した当該教科・科目の目標や内容に照らし，</p> <p>「特に高い程度に達成しているもの」：5</p> <p>「高い程度に達成しているもの」：4</p> <p>「おおむね達成しているもの」：3</p> <p>「達成が不十分なもの」：2</p> <p>「達成が著しく不十分なもの」：1とすること。</p>

<p>「努力を要すると判断されるもの」: 2</p> <p>「努力を要すると判断されるもののうち、特に低い程度のもの」: 1 とする。</p> <p>評定に当たっては、ペーパーテスト等による知識や技能のみの評価など一部の観点に偏した評定が行われることのないように、「関心・意欲・態度」、「思考・判断」、「技能・表現」、「知識・理解」の四つの観点による評価を十分踏まえながら評定を行っていくとともに、5段階の各段階の評定が個々の教師の主観に流れて客観性や信頼性を欠くことのないよう学校として留意する。その際、別添3に各教科の評価の観点及びその趣旨を示しているので、この観点を十分に踏まえながらそれぞれの科目のねらいや特性を勘案して具体的な評価規準を設定するなど評価の在り方の工夫・改善を図ることが望まれる。</p>	<p>評定に当たっては、一部の観点に偏した評定が行われることのないように十分留意するとともに、5段階の各段階の評定が個々の教師の主観に流れて客観性や信頼性を欠くことのないよう学校として留意すること。なお、「高等学校生徒指導要録の改善に関する調査研究協力者会議」の審議のまとめにおいて各教科の評価の観点・趣旨が別添表のように示されているので、この観点を踏まえながらそれぞれの科目のねらいや特性を勘案して評価の在り方を工夫すること。</p>
--	--

このように、今回の指導要録の改善通知においては、「目標に準拠した評価」を進めるに当たり、「関心・意欲・態度」、「思考・判断」、「技能・表現」、「知識・理解」の四つの観点による評価を行うべきことがより明確に記述されるとともに、評価の在り方の工夫・改善を図るための方策として、「具体的な評価規準を設定する」ことが初めて取り上げられることとなった。

なお、この「評価規準」という文言については、学習の実現状況を客観的に評価する際によりどころとなるものであり、小中学校においては、平成元年告示の学習指導要領の下での指導要録の改訂通知（平成3年）において、「その評価が効果的に行われるようにするためには、各観点ごとに学年ごとの評価規準を設定するなどの工夫を行うこと」との記述がなされている。

平成5年9月の小学校教育課程一般指導資料(本参考資料13ページ(参考)参照)では、「評価規準は『おおむね満足できる』状況について設定し、それに照らして『十分満足できる』状況や『努力を要する』状況を判断するのが適当であろう」との考えが示されている。

(2) 新学習指導要領の下での指導要録の様式等の決定

この指導要録の改善通知を踏まえ、平成15年度から学年進行により実施されている新学習指導要領の下での指導要録の様式等が各教育委員会や各学校において定められることとなった。

4 評価規準，評価方法等の研究開発

新学習指導要領の下での評価を客観的で信頼できるものとするため、答申においては、次のように評価規準や評価方法等の研究開発の必要性が指摘された。

児童生徒に学習指導要領に示す基礎的・基本的な内容が確実に身に付いているかどうかを適切に評価し、指導や学習の改善に生かしていくためには、児童生徒の学習の状況をどのような規準や方法等で明らかにしていくかが重要である。特に、今後、目標に準拠した評価を重視していく上では、各学校における評価が客観的で、信頼できるものであることが重要である。

そのため、…（中略）…学習指導要領の目標に照らして、児童生徒の学習の到達度を客観的に評価するために参考となる評価規準や評価方法等を関係機関において研究開発し、各学校における評価規準の作成に活用できるようにすることが必要である。

…（中略）…国においては、…（中略）…国立教育政策研究所の教育課程研究センターにおいて、平成14年度からの新学習指導要領の実施に向け、早急に評価規準、評価方法等の研究開発を進め、参考となる指針などを示す必要がある。

(1) 小中学校の評価規準，評価方法等の研究開発

この提言を受け、本研究所教育課程研究センター（以下「センター」という。）においては、平成13年2月に教科ごとの検討委員会を発足させ研究開発に着手し、同年5月には中間整理として、「内容のまとめりごとの評価規準及びその具体例」を提示した。そしてこの中間整理の内容については、30校（小：19校，中：11校）の教育課程研究指定校において「内容のまとめりごとの評価規準及びその具体例」等を「単元（題材）の評価規準と学習活動における具体的評価規準」を作成する際の参考として活用できるかどうか等の検証を行い、平成14年2月28日に総説となる部分や評価の事例を加える形で参考資料としてとりまとめることとなった。

(2) 高等学校の評価規準，評価方法等の研究開発

センターにおいては、高等学校についても、平成14年4月に教科等ごとに検討委員会を発足させ研究開発を開始した。その後、同年7月にはそれまでの研究開発の内容をとりまとめた資料を教育課程研究指定校（23校）に配付し検証を依頼するとともに、各都道府県教育委員会等にも同資料を配付し意見を求めた。このようにして平成15年6月には中間整理を作成し、その後再度、教育課程研究指定校（24校）に

検証を依頼するとともに、各都道府県教育委員会等にも同資料を配付し意見を求めた。これらの手続きを経て、本参考資料をとりまとめたところである。

高等学校において、研究開発の対象とした教科・科目は、次の表のとおりである。

普通教育に関する教科（以下「普通教科」という。）では必履修科目及び選択科目、専門教育に関する教科のうち職業に関する教科（以下「職業に関する専門教科」という。）では原則履修科目のうち基礎的な科目及び各分野の基礎的な科目について、各科目の評価の観点の趣旨を作成した。そして、このうち、普通教科では必履修科目、職業に関する専門教科では原則履修科目のうち基礎的な科目について、「内容のまとめりごとの評価規準及びその具体例」を作成した。

なお、指導要録の改善通知においては、「四つの観点による評価を十分踏まえながら評定を行っていく」とある。高等学校では指導要録の参考様式上、観点別学習状況の評価を記載する欄はないが、評定を行う前提の手続きとして観点別学習状況の評価を行うことが必要と考え、本資料を小中学校の例にならって作成することとした。

教科		評価の観点の趣旨作成科目	
		評価規準作成科目	
		(必履修科目)	(選択科目)
普通 教 科	国語	国語表現，国語総合	国語表現，現代文，古典， 古典講読
	地理歴史	世界史A，世界史B，日本史A， 日本史B，地理A，地理B	
	公民	現代社会，倫理，政治・経済	
	数学	数学基礎，数学	数学，数学，数学A，数学B， 数学C
	理科	理科基礎，理科総合A，理科総合B， 物理，化学，生物，地学	物理，化学，生物，地学
	保健体育	体育，保健	
	芸術	音楽，美術，工芸，書道	音楽，音楽，美術，美術， 工芸，工芸，書道，書道
	外国語	オーラル・コミュニケーション，英語	オーラル・コミュニケーション，英語， リーディング，ライティング
	家庭	家庭基礎，家庭総合，生活技術	
	情報	情報A，情報B，情報C	
職業 に 関 す		(原則履修科目のうち基礎的な科目)	(各分野の基礎的な科目)
	農業	農業科学基礎，環境科学基礎	作物，食品製造，植物バイオテクノ ロジー，造園計画，生物活用
	工業	工業技術基礎	電子機械，電気基礎，建築構造， 工業化学，繊維製品
	商業	ビジネス基礎	商品と流通，国際ビジネス，簿記， 情報処理
	水産	水産基礎	漁業，船用機関，通信工学，栽培漁

る 専 門 教 科	家 庭	生活産業基礎	業，水産食品製造 発達と保育，家庭看護・福祉，ファッションデザイン，フードデザイン，食文化
	看 護	基礎看護	看護基礎医学，成人・老人看護，母子看護
	情 報	情報産業と社会	ネットワークシステム，マルチメディア表現
	福 祉	社会福祉基礎	社会福祉制度，社会福祉援助技術，基礎介護

5 研究開発に当たって留意した点

研究開発に当たっては，特に以下の点に留意した。

第一は，知識や技能の評価だけではなく，自ら学ぶ意欲や思考力，判断力，表現力などを含めて生徒の学習状況を適切に評価できるようにするという点である。

答申においては，「評価規準や評価方法等の研究開発に当たっては，知識や技能の評価だけにとどまるのではなく，思考力，判断力，表現力や自ら学ぶ意欲，態度などを含めて，学習指導要領の目標に照らして，学習の到達度を適切に評価できるものにする必要がある。…（中略）…評価規準については，観点別学習状況の評価を基本とした評価活動を支援できるよう，学習指導要領に示された各教科の内容の項目ごとに，『関心・意欲・態度』『思考・判断』『技能・表現』『知識・理解』の4観点を原則とする指導要録における各観点に基づいて研究開発が更に進められることが必要である。評価方法については，…（中略）…教科やその内容，評価の観点などに即した評価方法の研究開発が更に進められることが必要である。」と提言されている。

研究開発に当たっては，この提言を踏まえ，評価規準については，科目ごとに学習指導要領に示す内容項目等に検討を加え，それらを幾つかの内容のまとまりとして，それぞれについて「関心・意欲・態度」，「思考・判断」，「技能・表現」，「知識・理解」の四つの観点ごとに「内容のまとまりごとの評価規準及びその具体例」を作成することとした。また，評価方法については，単元（題材）の評価に関する事例において取り上げ，学習活動や評価規準等に応じて行った具体的な評価方法を示し，工夫改善が分かるようにした。

第二は，指導に生かす評価を充実させる（指導と評価の一体化）という点である。

答申においては，「指導と評価とは別物ではなく，評価の結果によって後の指導を改善し，さらに新しい指導の成果を再度評価するという，指導に生かす評価を充実させることが重要である（いわゆる指導と評価の一体化）。評価は，学習の結果に対して行うだけでなく，学習指導の過程における評価の工夫を一層進めることが大切である。」と提言されている。

研究開発に当たっては，この提言を踏まえ，学校における評価が，評価のための評価に終わることなく，指導の改善充実に生かせるようにすることを重視した。

第三は，各学校で活用でき，指導の改善に生かすことができるものにするという点で

ある。

評価結果の信頼性を追求する中で、あまりにも細部にわたる評価規準を設定したり、常に多様な評価方法を組み合わせたりすることを求めることは、教員に過大な負担を課すことにつながるものである。このような内容を含むものを研究開発の成果として示したとしても、実際には活用できるものとならないおそれがある。このことについては、第二で掲げた指導と評価の一体化を図るという点でも重要と考えた。

研究開発の過程で、二度に渡って研究指定校を指定し、中間整理等の検証を依頼するなどしたことには、この点への配慮もある。

第四は、保護者や生徒にとっても理解しやすい表現になるようにするという点である。

目標に準拠した評価を重視し、評価の信頼性を確保する上で、学校としてどのような評価規準、評価方法で評価を行ったのかを保護者や生徒に説明し、共通理解を図っていくことが重要である。したがって、「内容のまとめりごとの評価規準及びその具体例」の作成に当たっては、保護者や生徒にとっても分かりやすく、理解しやすい表現になるように努めた。

第2章 本資料の構成等

1 本資料の構成

本資料は、「第1編 総説」と「第2編 各教科における評価規準の作成、評価方法の工夫改善」から構成され、「第1編」は、「第1章 研究開発の経緯」、「第2章 本資料の構成等」及び「第3章 各学校における評価の工夫改善等」から構成されている。

「第2章 本資料の構成等」(本章)においては、「第2編」で教科ごとに示している、内容のまとめりごとの評価規準及びその具体例、単元(題材)の評価に関する事例を提示した趣旨や性格、観点別学習状況の評価の観点ごとの総括、観点別学習状況の評価の評定への総括など各教科にわたる事項をまとめて解説している。

「第3章 各学校における評価の工夫改善等」においては、各学校において評価規準の設定や評価方法の工夫改善を行うに当たっての考え方、評価の工夫改善に当たっての留意事項を示している。

2 第2編の構成

「第2編 各教科における評価規準の作成、評価方法の工夫改善」の構成は以下のとおりである。

原則として、教科ごとに次のような内容から構成されている。

- 第1 教科目標、評価の観点及びその趣旨
 - 1 教科目標
 - 2 評価の観点及びその趣旨

- 第2 各科目の評価の観点の趣旨
- 第3 必履修科目（原則履修科目）における内容のまとめりごとの評価規準及びその具体例
 - 科目名
 - 1 目標
 - 2 評価の観点の趣旨
 - 3 学習指導要領の内容，内容のまとめりごとの評価規準及びその具体例
- 第4 単元（題材）の評価に関する事例

上記の各項目の記載内容は，次のとおりである。

- 「第1 教科目標，評価の観点及びその趣旨」の各項目について
 - 「1 教科目標」は，新学習指導要領に示す当該教科の目標を記載。
 - 「2 評価の観点及びその趣旨」は，指導要録の改善通知において示された当該教科の評価の観点及びその趣旨を記載。
- 「第2 各科目の評価の観点の趣旨」について

新学習指導要領及び指導要録の改善通知に示された当該教科の評価の観点及びその趣旨をもとに作成。普通教科は全科目について，職業に関する専門教科については，原則履修科目のうち基礎的な科目及び各分野の基礎的な科目について作成。
- 「第3 必履修科目（原則履修科目）における内容のまとめりごとの評価規準及びその具体例」の各項目について
 - 「1 目標」は，新学習指導要領に示す当該科目の目標を記載。
 - 「2 評価の観点の趣旨」は，当該科目に係る上記「第2」で示した評価の観点の趣旨を記載（再掲）。
 - 「3 学習指導要領の内容，内容のまとめりごとの評価規準及びその具体例」については，以下のとおり。
 - ・ 学習指導要領に示す内容について一定の内容のまとめりを設定し，その内容のまとめりごとに評価規準を示すこととしており，当該科目がどのような内容のまとめりを設定したかを記載。
 - ・ 内容のまとめりごとに，新学習指導要領の内容並びに評価規準及びその具体例を示したものを記載。
- 「第4 単元（題材）の評価に関する事例」について

各学校において，内容のまとめりごとの評価規準及びその具体例を参考にしつつ，単元（題材）においてどのように評価を進めていくかを明らかにするため，原則として「第3 学習指導要領の内容、内容のまとめりごとの評価規準及びその具体例」において取り上げた科目ごとに単元（題材）の評価（評価の進め方，評価規準及び評価方法の工夫改善等）に関する事例を紹介。

3 「内容のまとめりごとの評価規準及びその具体例」の作成

(1) 科目における「内容のまとめりごとの評価規準及びその具体例」の作成

本資料においては，新学習指導要領に示されている各教科の目標，各科目の目標及び内容，指導要録の改善通知で示されている各教科の評価の観点及びその趣旨を踏まえて，科目の評価の観点の趣旨を作成し，これも踏まえて「内容のまとめりごとの評価規準」を示すこととした。

ここでの「内容のまとめり」とは，学習指導要領の内容項目等をそのまとめりごとに示したものであり，各科目における「内容のまとめり」は，次のとおりである。

【普通教科】

教科	科目	内容のまとめり
国語	国語表現	内容全体
	国語総合	「A話すこと・聞くこと」，「B書くこと」，「C読むこと」の各領域ごと
地理 歴史	世界史A	内容の(1)ア，イ……の各中項目ごと。ただし，内容の(1)オについては(ア)，(イ)……などの各小項目ごと
	世界史B	内容の(1)ア，イ……の各中項目ごと
	日本史A	内容の(1)～(4)の各大項目ごと
	日本史B	内容の(1)～(7)の各大項目ごと
	地理A	内容の(1)ア，イ……の各中項目ごと。ただし，内容の(2)についてはアの(ア)，(イ)……などの各小項目ごと
	地理B	内容の(1)ア，イ……の各中項目ごと
公民	現代社会	内容の(1)については，大項目，内容の(2)については，ア，イ……の各中項目ごと
	倫理	内容の(1)ア，イ……の各中項目ごと
	政治・経済	内容の(1)ア，イ……の各中項目ごと
数学	数学基礎	内容の(1)～(3)の各大項目ごと
	数学	内容の(1)～(3)の各大項目ごと
理科	理科基礎	内容の(1)～(3)の各大項目ごと
	理科総合A	内容の(1)～(4)の各大項目ごと
	理科総合B	内容の(1)～(4)の各大項目ごと
	物理	内容の(1)～(3)の各大項目ごと
	化学	内容の(1)～(3)の各大項目ごと
	生物	内容の(1)，(2)の各大項目ごと
	地学	内容の(1)，(2)の各大項目ごと
保健 体育	体育	「A体づくり運動」，「B器械運動」……の各領域ごと
	保健	内容の(1)～(3)の各大項目ごと
芸術	音楽	「A表現(1)歌唱」，「A表現(2)器楽」，「A表現(3)創

		作」,「 B鑑賞」ごと
	美術	「 A表現(1)絵画・彫刻」,「 A表現(2)デザイン」, 「 A表現(3)映像メディア表現」,「 B鑑賞」ごと
	工芸	「 A表現(1)工芸制作」,「 A表現(2)プロダクト制作」, 「 B鑑賞」ごと
	書道	「 A表現(1)漢字仮名交じりの書」,「 A表現(2)漢字の 書」,「 A表現(3)仮名の書」,「 B鑑賞」ごと
外国語	オーラル・コミュニケーション	「聞くこと」,「対話をすること」,「話すこと」,「口頭 で発表すること」ごと
	英語	「聞くこと」,「読むこと」,「話すこと」,「書くこと」 ごと
家庭	家庭基礎	内容の(1)～(4)の各大項目ごと。ただし,内容の(2)に ついては,ア～ウの各中項目ごと
	家庭総合	内容の(1)～(6)の各大項目ごと。ただし,内容の(4)に ついては,ア～エの中項目ごと
	生活技術	内容の(1)～(7)の各大項目ごと
情報	情報A	内容の(1)～(4)の各大項目ごと
	情報B	内容の(1)～(4)の各大項目ごと
	情報C	内容の(1)～(4)の各大項目ごと

【職業に関する専門教科】

教科	科 目	内 容 の ま と ま り
農業	農業科学基礎	内容の(1)～(4)の各大項目ごと
	環境科学基礎	内容の(1)～(5)の各大項目ごと
工業	工業技術基礎	内容の(1)～(3)の各大項目ごと
商業	ビジネス基礎	内容の(1)～(5)の各大項目ごと
水産	水産基礎	内容の(1)～(4)の各大項目ごと
家庭	生活産業基礎	内容の(1)～(4)の各大項目ごと
看護	基礎看護	内容の(1)ア, イ……の各中項目ごと。ただし,内容の (2)のイ～キについては一つのまとまりとした。
情報	情報産業と社会	内容の(1), (2)の各大項目ごと
福祉	社会福祉基礎	内容の(1)～(5)の各大項目ごと

さらに,各学校における評価規準の設定に当たり,「内容のまとまりごとの評価規準」で記述されている状況がより具体的に理解できるよう,具体の学習活動等に即した評価規準として「内容のまとまりごとの評価規準の具体例」を示すこととした。

「内容のまとまりごとの評価規準」については,原則として,平成11年版高等学校学習指導要領の目標や内容,指導要録の改善通知で示された各教科の評価の観点及

びその趣旨をもとに、また、「内容のまとめりごとの評価規準の具体例」については、原則として平成11年版高等学校学習指導要領及びその解説（文部省刊行）の記述をもとに作成した。

この「内容のまとめりごとの評価規準」及び「内容のまとめりごとの評価規準の具体例」（両方を指す場合はまとめて「内容のまとめりごとの評価規準及びその具体例」という。）が示す学習の実現状況は、「おおむね満足できると判断される」状況（B）である。したがって、この状況を実現していれば「おおむね満足できると判断される」状況（B）であり、実現していなければ「努力を要すると判断される」状況（C）となる。さらに、「おおむね満足できると判断される」生徒の学習の状況について、質的な高まりや深まりをもっていると判断されるとき、「十分満足できると判断される」状況（A）という評価になると考える。

なお、高等学校においては、観点別学習状況評価として「おおむね満足できると判断される」状況（B）、「努力を要すると判断される」状況（C）、さらに、「十分満足できると判断される」状況（A）によって行うことが、指導要録の改善通知に明示されているわけではないが、基本となる考え方は、小中学校と同じものになると考えたところであり、後に示す評価の事例もこれによっている。

「内容のまとめりごとの評価規準及びその具体例」については、研究指定校等における研究の結果などを踏まえ、必要に応じて、中間整理の「内容のまとめりごとの評価規準及びその具体例」に若干の修正を加えている。

(2) 「評価規準」という用語について

ここで「評価規準」という用語について改めて整理する。

「第1章 研究開発の経緯 3 新学習指導要領の下での指導要録における観点別学習状況、評定の記録 (1) 評定の記入方法」で述べたように、平成3年の文部省の小中学校指導要録の改訂通知は、観点別学習状況の評価が効果的に行われるようにするために、「評価規準を設定するなどの工夫を行うこと」とし、学習指導要領に示す目標の実現の状況を客観的に判断するためのよりどころを意味するものとして、「評価規準」の概念を導入した。このような措置については、平成元年に告示された小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の下において、基礎・基本を重視し、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの資質や能力の育成を重視する「新しい学力観」の趣旨を踏まえて、児童生徒が自ら獲得し身に付けた資質や能力の質的な面の評価を目指したこと、また、目標に基づき、幅のある資質や能力を評価しようとしたことによるものである。

高等学校については、先に見たように平成13年の指導要録の改善通知において、「具体的な評価規準を設定するなど評価の在り方の工夫・改善を図ることが望まれる」とし、評価規準の概念が導入された。

小中学校に評価規準の概念が導入された当時の文部省指導資料から、評価規準について解説した部分を参考として紹介する。

(参考) 評価規準の設定(抄)

(文部省「小学校 教育課程一般 指導資料」(平成5年9月)より)

新しい指導要録(平成3年改訂)では、観点別学習状況の評価が効果的に行われるようにするために、「各観点ごとに学年ごとの評価規準を設定するなどの工夫を行うこと」と示されています。

これまでの指導要録においても、観点別学習状況の評価を適切に行うため、「観点の趣旨を学年別に具体化することなどについて工夫を加えることが望ましいこと」とされており、教育委員会や学校では目標の達成の度合いを判断するための基準や尺度などの設定について研究が行われてきました。

しかし、それらは、ともすれば知識・理解の評価が中心になりがちであり、また「目標を十分達成(+)」、「目標をおおむね達成(空欄)」及び「達成が不十分(-)」ごとに詳細にわたって設定され、結果としてそれを単に数量的に処理することに陥りがちであったとの指摘もありました。

今回の改訂においては、学習指導要領が目指す学力観に立った教育の実践に役立つようにすることを改訂方針の一つとして掲げ、各教科の目標に照らしてその実現の状況进行评估する観点別学習状況を各教科の学習の評価の基本に据えることとしました。したがって、評価の観点についても、学習指導要領に示す目標との関連を密にして設けられています。

このように、学習指導要領が目指す学力観に立つ教育と指導要録における評価とは一体のものであるとの考え方に立って、各教科の目標の実現の状況を「関心・意欲・態度」、「思考・判断」、「技能・表現(又は技能)」及び「知識・理解」の観点ごとに適切に評価するため、「評価規準を設定する」ことを明確に示しているものです。

「評価規準」という用語については、先に述べたように、新しい学力観に立って子供たちが自ら獲得し身に付けた資質や能力の質的な面、すなわち、学習指導要領の目標に基づく幅のある資質や能力の育成の実現状況の評価を目指すという意味から用いたものです。

(略)

・・・その際、評価規準は、「おおむね満足できる」状況について設定し、それに照らして「十分満足できる」状況や「努力を要する」状況を判断するのが適当であろうと考えられます。

4 単元(題材)の評価に関する事例の提示

学校における指導と評価の具体の計画を考える場合、本資料で設定した内容のまとめりよりも更に小さな単位となる単元(題材)ごとに評価規準を設定することも必要となる。

このため、本資料においては、科目ごとに、「内容のまとめりごとの評価規準及びその具体例」に加えて、各学校が単元(題材)レベルのより具体的な評価規準を設定したり、評価方法の工夫改善を行ったりする際の参考に資するため、「単元(題材)の評価に関する事例」を提示することとした。

事例については、原則として、「内容のまとめりごとの評価規準及びその具体例」を作成した科目を取り上げ、科目ごとに1事例を提示している。

事例の提示に当たっては、以下の点に留意した。

第一に、「単元（題材）の評価規準」及び当該単元（題材）における具体的な学習活動に即した評価規準として「学習活動における具体の評価規準」を示すとともに、それらが、どの「内容のまとめりごとの評価規準」に基づいて設定されたのかが分かるように示した点である。このことにより、本資料を参考として、各学校において評価規準を設定する際の手順を理解する一助とした。

第二に、「指導と評価の計画」の中に、当該単元（題材）において、どのような評価方法を選択し組み合わせたのかが分かるようにするとともに、必要に応じて、ワークシートなどの評価方法として活用した資料を提示したり、具体的に工夫した点についての説明を加えたりした点である。このことにより、各学校において評価方法の工夫改善を図る一助とした。

第三に、「おおむね満足できると判断される」状況（B）と評価されたものの中で「十分満足できると判断される」状況（A）と評価する際の参考に資するため、当該単元（題材）において、「十分満足できると判断される」状況（A）と評価される生徒の具体的な状況の例や十分満足できると判断される際のキーワードやポイントなどを示した点である。このことにより、評価の客観性・信頼性を高めるための一助とした。

第四に、当該単元（題材）の中で、「努力を要すると判断される」状況（C）と評価される生徒への指導の手だてや働きかけを示したり、「努力を要すると判断される」状況（C）に至ることのないよう生徒への指導上の留意点等を示したりした点である。このことにより、教員が日常の指導の中で、常に学習指導要領に示された目標や内容の実現を意識することができるようになることを意図した。

第五に、当該単元（題材）において、観点ごとにどのような総括を行ったのかについて、その考え方や具体例などを示した点である。このことにより、各学校において単元（題材）における総括方法の工夫改善を図る一助とした。

各学校においては、単元（題材）の評価に関する事例において提示している評価規準、評価方法、観点別学習状況の評価の総括などは、参考事例として示していることに留意しつつ、学校・生徒の実態に応じて評価の工夫改善に努めていただきたい。

5 観点別学習状況の評価の観点ごとの総括

観点別学習状況については、個々の評価規準に照らして学習の実現状況を評価し、得られた評価結果を基に、単元（題材）全体の実現状況をまとめ、さらに学期や学年といった単位で学習の実現状況をまとめていくことになる。

したがって、観点別学習状況の評価のための総括の場面としては、(1)単元（題材）における観点ごとの評価の総括、(2)学期末における観点ごとの評価の総括、(3)学年末における観点ごとの評価の総括の3段階であることが多いと考えられる。

ここでは、総括の考え方や方法について、研究指定校等における実践や検討委員会で

の検討の成果等を踏まえて、主なものを取り上げることとする。

なお、(1)の単元(題材)における観点ごとの評価の総括については、科目ごとに単元(題材)の評価に関する事例の中でも個々に取り上げている。また、(2)の学期末における観点ごとの評価の総括、(3)の学年末における観点ごとの評価の総括については、後で述べるように、総括する単位のとらえ方は異なるとしても、(1)における総括の考え方を踏襲するものとする。

各学校においては、これらを参考としつつ、総括の具体的な方法等についてより一層工夫していくことが必要である。

(1) 単元(題材)における観点ごとの評価の総括

まず、単元(題材)において、具体的な学習活動に即して設定した「学習活動における具体の評価規準」ごとに評価を行い、観点ごとにそれらの評価結果を総括する。

総括の方法としては、「学習活動における具体の評価規準」に照らして行った評価結果のうち、最も数の多い記号がその単元(題材)における学習状況を最もよく表しているとの考え方に立っているものが多く見られた。この場合、例えば、評価規準の数が三つあり、それぞれの評価規準に照らして行った評価結果が「A, A, B」なら「A」と総括される。

ただし、評価規準に照らして行った評価結果が、例えば「A, A, B, B」のように「A」と「B」が同数となることも考えられる。このような場合で、「A」、「B」が同数であれば「A」と総括する考え方(「A, A, B, B」で「A」とする)と「A」と総括するには「A」が過半数を占める必要があるとする考え方(「A, A, B, B」で「B」とする)がある。

なお、このような判断に当たり、評価規準に照らして行った評価結果の状況を数値によって表せるようにし、この数値から総括を行う事例も見られた。例えば、Aを3、Bを2、Cを1とする場合で、評価規準に照らして行った評価結果が「A, A, B」という状況は平均2.7(小数点第2位を四捨五入)、「A, A, B, B」という状況は平均2.5という数値で表されることとなる。この方法では、総括するに当たって、「A, C」と「B, B」は同じ扱い(この例では、ともに合計で4)をしているのであるが、教科によって、一つでも「C」が存在する場合、全体では「A」とすべき平均点を満たしていたとしても、「A」とは総括しないという考えも見られた。

また、総括に当たっては、指導のねらいや評価方法等に応じて、評価規準に重みを付けるという考え方も多く見られた。この場合、例えば「A, A, B, B」でも、あらかじめ前二つの評価規準に重みが置かれていれば、Aが過半数を占めているのと同じ状況を示すこととなる。

(2) 学期末における観点ごとの評価の総括

学期末における総括については、(1)で総括した単元(題材)における観点ごとの評価結果をもとに行う場合のほか、単元(題材)ごとの評価結果からではなく単元(題材)の中の「学習活動における具体の評価規準」に照らして行った評価結果から直接

行う場合も考えられる。

上記のいずれの場合とも、学期末における観点別学習状況の評価（「A、B、C」）を導く総括の方法としては、上記(1)と同様の考え方に立つことになると考えられる。

(3) 学年末における観点ごとの評価の総括

学年末における総括については、単元（題材）における観点ごとの評価結果をもとに行う場合、単元（題材）の中の「学習活動における具体的評価規準」に照らして行った評価結果から直接行う場合のほか、各学期末における評価結果をもとに行う場合が考えられる。

上記のいずれの場合とも、学年末における観点別学習状況の評価（「A、B、C」）を導く総括の方法としては、上記(1)と同様の考え方に立つことになると考えられる。上記(1)から(3)の総括において、学習の最終段階の評価を重視する考え方については、それによって途中段階の評価がおろそかにならないように配慮することが必要である。

6 観点別学習状況の評価の評定への総括

先に述べたように、評定は各教科・科目の学習の実現状況を「総括的に評価」するものであり、「四つの観点による評価を十分踏まえながら評定を行っていく」と記述されている。したがって、「第1章 4 評価規準・評価方法等の研究開発」で述べたとおり、高等学校においても評定に当たっては、観点別の学習状況評価を行うことが前提になると考えられる。

ただし、高等学校においては、前提となるべき観点別学習状況についての具体的な記述がない。そこで、指導要録の改善通知における中学校の観点別学習状況の評価の表示及び評定の表示がどのようになっており、それをもとに観点別学習状況の評価と評定との関係をどのように考えたかを『中学校における評価規準の作成，評価方法の工夫改善に関する参考資料』（平成14年2月）の関係部分の記述を引用し、以下に示す。

(1) 観点別学習状況と評定の表示

ここで、指導要録の改善通知における観点別学習状況と評定の表示について確認する。

観点別学習状況については、(略) 次のように3段階で評価する。

「十分満足できると判断されるもの」をA，

「おおむね満足できると判断されるもの」をB，

「努力を要すると判断されるもの」をC

また、評定については、(略) 中学校では、次のように5段階で評価する。

「十分満足できると判断されるもののうち、特に高い程度のもの」を5，

「十分満足できると判断されるもの」を4，

「おおむね満足できると判断されるもの」を3，

「努力を要すると判断されるもの」を2，
「一層努力を要すると判断されるもの」を1

(2) 観点別学習状況の評価の評定への総括の考え方

評定が学習指導要領に示す各教科の目標に照らして学習の実現状況を総括的に評価するものであるのに対し，観点別学習状況の各観点は学習指導要領に示す各教科の目標に照らして学習の実現状況を分析的に評価するものであること，また，観点別学習状況の各観点は，各教科の評定を行う場合において基本的な要素となるものであるとの両者の関係を前提とする場合，同じ文言で示されている観点別学習状況の評価結果を総括していけば，同じ文言で示されている評定に至ると考えることが自然であり，このことは，一般に理解を得られると考える。

このような考え方に立てば，観点別学習状況の評価の評定への総括においては，4観点の重点の置き方にかかわらず，(略)4観点の評価(左から「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」)が(略)「A，A，A，A」であれば「4」又は「5」，「B，B，B，B」であれば「3」，「C，C，C，C」であれば「2」又は「1」になる。

上記の場合を除き，各観点ごとのA，B，Cが決まれば評定も必然的に決まるというものではないと考えられる。

例えば，学校において，評定に総括する際の観点別学習状況の評価結果についての観点ごとの重み付けが異なることがあること，また，同じ「A」「B」「C」という評価結果についても，それぞれの評価結果が示す実現状況には幅があり，このことが評定への総括に反映されることも想定されるからである。

なお，評定への総括については，

学年末に総括した観点別学習状況の評価結果を総括し，評定とする場合のほか，学期末における観点別学習状況の評価結果から各学期末の評定を行い，その結果を総括し，評定とする場合，なども考えられる。

各学校においては，自校における指導の重点や評価方法等を踏まえ，評定への総括について検討し，適切な方法を定めておくことが必要である。

このような中学校の取扱いは，例えば評定「1」の表現が中学校と高等学校で若干異なるなどの点はあるものの，高等学校にも適用することが適当であると考えた。

第3章 各学校における評価の工夫改善等

1 各学校における評価規準の設定，評価方法の工夫改善

(1) 各学校における評価規準の設定

各学校において評価の工夫改善を進めるに当たっては、学習指導の過程や学習の結果を継続的、総合的に把握することが必要であり、各学校において評価規準を設定することが求められる。

各学校においては、新学習指導要領に示す各教科の目標、各科目の目標及び内容、指導要録の改善通知に示された各教科の評価の観点及びその趣旨、本資料で提示した各科目の評価の観点を趣旨、内容のまとめりごとの評価規準及びその具体例を参考にしつつ、自校における科目の目標、内容及び指導計画に基づいて、単元（題材）ごとに観点別の評価規準を設定すること、さらに、単元（題材）の中での具体的な学習活動についての評価規準（事例において示している「学習活動における具体の評価規準」）を設定するとともに、それをどのような評価方法により評価するのかを具体的に示すなど、単元（題材）ごとに「指導と評価の計画」を作成すること、が大切である。

このようにして、各学校においては、自校の学習指導の中に評価活動を明確に位置付けることにより、その評価結果を後の指導に生かしていくことが可能となる。

また、評価活動は、各単元（題材）だけでなく、各学期、年間と継続されていくものであることから、「指導と評価の計画」は、各単元（題材）、各学期、年間にわたって作成されることが必要である。

なお、事例で示している単元（題材）の中での「学習活動における具体の評価規準」については、あまり細部にわたり設定することなく、無理なく評価でき後の指導に生かすことができるような考え方に立って設定している。各学校においてはこの点にも留意することが大切である。

評価規準については、本資料における「内容のまとめりごとの評価規準及びその具体例」と同様、「おおむね満足できると判断される」状況（B）について設定し、設定した評価規準に照らして、まず「おおむね満足できると判断される」状況（B）か、「努力を要すると判断される」状況（C）かを決定した上で、さらに、「おおむね満足できると判断される」状況（B）と評価されるもののうち、学習の実現の状況について質的な高まりや深まりをもっていると評価されるものを「十分満足できると判断される」状況（A）と評価することが適切であると考えられる。

(2) 各学校における評価方法の工夫改善

評価方法については、これまでペーパーテストによる「知識・理解」の評価や、学期末などの特定の時期での評価に重点が置かれる傾向があったこと、学習の結果のみについての評価に重点が置かれる傾向があったこと等をとらえ、学習の実現状況を偏りなく見ているとは言い難い、評価結果が指導に十分生かされていない、などの課題が指摘されている。

各学校においては、評価が学期末などに偏ることのないよう、評価の時期を工夫したり、学習の過程における評価を一層重視したりするなど、評価の場面についても工

夫を加えるとともに、各教科・科目の学習活動の特質、評価の場面や評価規準等に応じて、ペーパーテスト、ワークシート、学習カード、観察、面接、質問紙、作品、ノート、レポートなどの様々な評価方法の中から、その場面における生徒の学習の状況を的確に評価できる方法を選択していくことが必要である。

また、この中で、ペーパーテストについても、「知識・理解」の評価に偏ることなく、「関心・意欲・態度」、「思考・判断」、「技能・表現」の評価も含め、生徒の資質や能力を多面的に把握できるようにすることが重要である。さらに、設問のねらいを評価規準との関連において明確にし、個々の問題を正答したのか、仮に正答に達しなかったとしてもどこまでの解答ができたのか、全体では何割の正答を得たのかといったことが、学習の実現状況と結び付いて解釈できるよう、問題の内容を更に工夫改善することが求められる。

なお、上記のような評価方法に加えて、生徒による自己評価や生徒同士の相互評価を工夫することも指導の改善を図る上で有効である。その際には、目的を踏まえて質問項目の工夫等が必要と考えられる。

(3) 評価の信頼性を高めるために

目標に準拠した評価の下では、評価の信頼性を高めることが一層必要となる。

このような認識に立って、各学校においては、評価規準、評価方法について、実践の経験やその成果を踏まえながら、絶えず見直しを行っていくことが求められる。この見直しの過程で、例えば、高等学校における教育課程実施状況調査の結果等を利用することは、信頼性のある多様なデータ等を生かせるという点で、意義が大きい。

また、評価の信頼性を高めるためには、評価規準、評価方法の見直しとともに、評価に関する情報の共有や交換により、評価を行う教員の判断を共通的なものとしていくこと、評価に関する情報を生徒や保護者に対して適切に提供していくことが重要である。これらのことは、答申において示された「評価する人、評価される人、それを利用する人が、互いにおおむね妥当であると判断できることが信頼性の根拠として意味を持つ」という考え方にも合致するものである。

このようにして、目標に準拠した信頼性のある評価結果を得ることができるようにしていくことは、各学校が行う自己点検・自己評価の信頼性を高めていく上でも大きな意味をもつこととなると考える。

2 評価の工夫改善に当たっての留意事項

評価の工夫改善を進めるに当たって、各学校や各教育委員会においては、次のような事項に留意することが大切である。

(1) 指導のねらいの確実な実現

各学校においては、授業の改善を行い、指導のねらいの明確化、生徒の実現状況を把握し、その結果を指導の改善に生かすなど、指導のねらいの確実な実現を図る必要がある。特に、学習の過程における評価を重視し、「努力を要すると判断される」状

況となるおそれのある生徒に対しては、教員から様々な働きかけを行ったり、手だてを講じたりする必要がある。

さらに、学習の過程における働きかけ等を行ったものの、結果として「努力を要すると判断される」状況の評価となった生徒に対しては、例えば補足的な指導を行うなどの取組が必要になると考える。

(2) 授業の改善

授業の改善は、指導と評価の一体化の一環として行われる。すなわち、新学習指導要領の趣旨やねらいを実現する授業を展開し、目標に照らして生徒の学習の実現状況をとらえ、その結果を分析し課題を明らかにして、授業の改善が行われることになる。

上記については、指導と評価の一体化はまず指導が新学習指導要領のねらいどおりのものとなっていることが前提であることを示している。今回の改訂では、自ら学び、自ら考える力の育成や基礎・基本の確実な定着を図ることなどを目指して、各教科等の改善が図られてきた。このような新学習指導要領の趣旨やねらいを実現する授業を展開し指導がなされていなければならないのである。

次にについては、目標に準拠した評価を行い、その評価結果から課題を明らかにし、その改善のための方法を検討しなければならないことを示している。例えば、ある学習内容について「努力を要する」と判断される状況の生徒が相当数みられた場合があるとすれば、指導計画のどこに原因があるかを分析し、これまでの授業づくりを振り返ってみることが必要となる。すなわち、指導計画の段階で考えた指導方法等は実際の授業において適切であったか、教材の提示の仕方に問題はなかったかなど様々な観点から授業を再検討し、その改善を図っていくことが必要となる。

(3) 教員の共通理解と力量の向上

目標に準拠した評価に当たっては、各学校において、校長のリーダーシップの下、どのような考え方で評価規準を作成し、どのような評価方法により評価を行うのか、また、どのような考え方や方法で評価の総括を行うのかなどについて、教員間で共通理解を図り、評価の信頼性を高めていくことがより一層重要となる。

さらに、各学校においては、評価についての考え方を深め、評価規準の改善や評価方法の工夫改善を一層進めていくため、校内研修等を通じて、教員一人一人の力量を高めていくことが求められる。

教育委員会にあっては、このような学校における評価の客観性を高める取組を積極的に支援したり、評価規準等の研究開発を進めたりするとともに、評価についての教員の力量を高めるため教員研修を充実させるなどの支援を講ずることが必要である。

(4) 保護者や生徒への学習の評価についての情報の提供

答申においては、「評価が児童生徒の学習の改善に生かされるようにするためには、

学習の評価を，日常的に，通信簿や面談などを通じて，児童生徒や保護者に十分説明し，学習の評価を児童生徒や保護者と共有していくことが大切である」こと，また，「学習の結果としての評価の情報とともに，どのような観点や規準で評価を行うのか，どのような方法で評価を行うのかといった学校としての評価の考え方や方針を，教育活動の計画などとともにあらかじめ説明することも大切である」ことを指摘している。

評価についての情報を保護者や生徒と共有することは，評価への信頼性を高めるとともに，生徒の学習の改善にもつながると考えられる。評価についての情報の積極的な提供についての取組が求められる。

(5) 学校間の連携・協力

本資料を通して，各学校において，単元（題材）等ごとに評価規準を作成し，評価方法の工夫改善に取り組むことを述べてきた。

しかしながら，これは，各学校がすべてのことを単独で行わなければならないということの意味するものではない。評価規準，評価方法等に関して十分な検討を行うためには，学校間において連携・協力することも必要であり，このことは評価の信頼性を高めるためにも重要であると考えられる。こうした取組を教育委員会が積極的に支援することが求められる。

(6) 自己点検・自己評価への利用

各学校においては，自らが行った教育活動について，自己点検・自己評価を行うことが求められている。

この自己点検・自己評価の過程において，目標に準拠した評価の考えの下，どのように評価規準を作成し，生徒の学習状況を評価したのか，またその評価結果をどのように指導の工夫改善に生かしたのかという点が極めて大きな意味を持つことになる。こうした内容を含む自己点検・自己評価の結果を公開していくことを通じて，保護者や地域社会からの信頼を得ることもできることを，各学校は改めて認識する必要がある。